

台風 15 号・19 号・10 月 25 日の大雨により、 農業用ハウス等に被害を受けた農業者の皆さまへ

農業用施設等の復旧・補強に係る要望調査を実施中です。
支援事業の活用をお考えで、まだご相談をされていない方は、
産業観光課に至急ご相談ください。

締切：令和2年1月8日（水）

○ 以下の内容が支援対象に追加されました。

① 貸していた又は借りていた農業用機械・施設の復旧。

	修繕	取得・再建
対象	被災当時の所有者 又は借受者	被災当時の所有者

〔貸借施設等の支援イメージ〕

【施設等の所有者】



取得
修繕

貸付



【施設等の借受者】



修繕

強い農業・担い手づくり
総合支援交付金
(被災農業者支援型)
による支援

② 被災農業者が共同で利用する農業用機械等 (園芸施設共済の加入対象施設以外の機械・施設) の取得。

〔共同利用メニューのイメージ〕



22 馬力



25 馬力



30 馬力



復旧

任意組合等設立



50 馬力



裏面もご覧ください

事業の詳細は以下のとおりです。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

※令和元年12月時点

1 農業用施設や機械の復旧（再建・修繕及び撤去）〈被災農業者支援型〉

今回の追加内容はこちらに含まれます。

- [補助対象] 農業用ハウス、果樹棚（多目的防災網・防鳥網・防風網）、畜舎、農機具格納庫、農業用機械等。
- [補助率] 9割^{※1}（国 3～5割^{※1}、県 2～4割^{※2}、市町村 2割）
また、撤去の助成額は施設の種類ごとに上限が定められています。
（例：パイプハウス 290円/m²×補助率）
- ※1 施設の状態により補助率が変わる場合があります。
※2 県の補助は事業費20万円以上が対象です。
- [対象者] 農業経営を継続しようとする農業者。
本事業を活用した農業用施設等に関しては、復旧後、園芸施設共済等の加入が必須となります。

2 農業用ハウス等の補強 〈地域担い手育成支援タイプ〉

- [補助対象] 復旧に併せてハウス等を補強するための経費（事業費50万円以上）。
- [補助率] 5割（上限額500万円）。
- [対象者] 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等。

農業用施設等の復旧・補強以外にも、台風等による被害でお困りのことがある農業者の方は、町又は長生農業事務所にご相談ください。

※ その他の事業などは千葉県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/nousaigaisien/r1saigaisien.html>



【問合せ】

- ・ 産業観光課 ☎42-1428
- ・ 千葉県長生農業事務所
企画振興課 ☎22-1751